

通院のほか、買い物や余暇活動などにも!

高齢者や障がいのある方のタクシー利用料金の一部を補助します

村では、高齢者や障がいのある方の外出を支援するため、タクシー利用料金の一部を補助しています。この事業をきっかけに、通院や買い物など、日常生活の利便性を高めることに加え、家から一步外へ出る機会をつくり、日々の楽しみや生きがいを見いだす一助となればと思います。

対象となる方で利用を希望する場合は、申し込みの上、ご活用ください。



対象等▼

対象	助成券発行枚数(上限)	申請に必要なもの	申し込み・問い合わせ
65歳以上で要支援1・2の方	24枚/人	介護保険被保険者証	地域福祉課高齢支援担当 (役場行政棟1階 ☎282-1711 内線1134)
65歳以上で要介護1～5の方	72枚/人		
身体障害者手帳1～3級または、療育手帳(A)、Aもしくは、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方	72枚/人 (慢性透析療法治療者は168枚/人)	該当することが分かる手帳	総合相談支援課障がい福祉担当(総合福祉センター「絆」内 ☎287-2525)
一般特定疾患医療受給者証または、指定難病特定医療費受給者証の医療受給者証等の交付を受けている方		一般特定疾患医療受給者証または、指定難病特定医療費受給者証	

補助金額▼助成券1枚につき、利用料金の半額(上限5,000円)

利用用途▼通院、買い物、サロンや余暇活動等

その他▼▽助成券は、指定のタクシー事業所のみで利用できます(下表参照)。▽利用範囲は村外も可能です。

▽助成券の有効期限は、令和7年3月31日(月)です。▽助成券発行枚数は、申請月によって異なります。

指定のタクシー事業所	連絡先
常東タクシー	☎282-2595
サンタクシー	☎282-0377
ケアタクシータグチ(福祉タクシー)	☎090-4750-2708
福祉タクシーピーす(福祉タクシー)	☎080-7622-6600



▲詳細はこちら

業務時間外の役場の電話対応が変わります

7月1日(月)から、役場の業務時間外(閉庁時)は、役場代表番号(☎282-1711)への着信に対し、自動音声での応答を行います。緊急の場合は、閉庁時であっても警備員へ電話をつなぎますので、**電話を切らずにそのままお待ちください。**



【問い合わせ】財政経営課契約・検査担当(☎282-1711 内線1387)

【自動音声の流れる時間】

	17:15	8:30
平日の閉庁時	開庁	17:15～翌日 8:30
窓口延長日 [*] の閉庁時		19:00～翌日 8:30
土・日曜日、祝日、年末年始	終日	

※原則第1・第3木曜日

【閉庁時は、以下の自動音声メッセージが流れます】

こちらは東海村役場です。ただいまのお時間、通常業務はお取り扱いしておりません。恐れ入りますが、開庁時間の午前8時30分から午後5時15分までにお掛け直してください。緊急の場合は、警備員がお受けしますので、そのままお待ちください。